

医療DXの推進と当院の施設基準について

当院は、国の医療DX推進の方針に基づき、オンライン資格確認等システムを導入し、以下の取り組みを行っています。

■ 診療情報の取得・活用について

マイナ保険証を利用して取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報などを、診療に活用しています。同じ効果のお薬が重複しないようにしたり、飲み合わせを確認したりすることで、より安全で質の高い医療の提供に努めています。

■ マイナ保険証のご利用のお願い

マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。なお、マイナ保険証をお持ちでない方は、ご加入の健康保険から交付される「資格確認書」をお持ちください。

また、マイナポータルでご覧いただける医療情報に基づく健康管理のご相談にも応じています。

■ 明細書の無料発行

領収証の発行の際に、診療報酬の算定項目が分かる明細書を、ご希望の有無にかかわらず無料で発行しています。希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

■ 当院が届け出ている施設基準

項 目	算 定
電子的診療情報連携体制整備加算 3	初診時
外来感染対策向上加算／発熱患者等対応加算	要件を満たす場合
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	初診時・再診時

※ ご不明な点は、お気軽に受付・医師にお尋ねください。

令和8年6月1日
高橋こどもクリニック

お薬の処方について

■ 一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のあるお薬について、「商品名」ではなく「成分名（一般名）」を記載した処方箋を交付することがあります。薬局で調剤できるお薬を選びやすくなり、医療費の軽減にもつながります。

■ 先発医薬品をご希望の場合の特別の料金について

後発医薬品が販売されている先発医薬品を「長期収載品」といいます。医療上の必要がない場合に、ご希望により長期収載品を選ばれたときは、価格差の一部を「特別の料金」としてご負担いただく制度（選定療養）が、令和6年10月から始まっています。

◆ 令和8年6月1日からの変更

厚生労働省の定めにより、ご負担いただく割合が次のとおり変わります。

令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
価格差の4分の1	価格差の2分の1

※ 特別の料金は保険適用外のため、消費税がかかります。

◆ 特別の料金がかからない場合

次の場合は、これまでどおり保険給付の対象となり、特別の料金はかかりません。

- ・ 医師が医療上の必要があると判断した場合
- ・ 薬局に後発医薬品の在庫がなく、調剤できない場合

◆ お子さまのお薬について

粉薬やシロップは、後発医薬品に同じ剤形がなかったり、味やにおいの違いで飲めなかったりすることがあります。その場合は医療上の必要があると判断しますので、お気軽に医師にご相談ください。

※ 対象となるかどうかや実際の金額は、お薬をお受け取りになる薬局でご確認ください。

令和8年6月1日
高橋こどもクリニック

感染対策の取り組みと発熱患者等対応加算について

当院では、発熱や感染症が疑われる症状のある方に対し、待合スペースや診療時間を分けるなどの感染防止対策を行っています。また、地域の医療機関などと連携し、平時から感染症対策に関する研修・カンファレンスに参加するなど、院内感染対策の向上に取り組んでいます。

これらの取り組みについて、厚生労働省の定めに基づき、次の加算を算定する場合があります。

- ・ 外来感染対策向上加算（月 1 回）
- ・ 発熱患者等対応加算（月 1 回）

加算を算定した場合は、自己負担額が通常より増えることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。